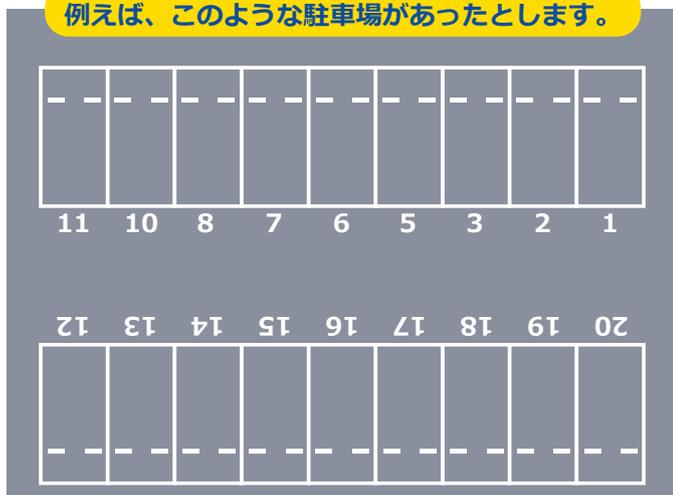


インボイス制度が始まるとどうなる？



今回は、月極駐車場を事例に、免税事業者である土地所有者が、**簡易課税事業者になるべきか免税事業者のまま経営するべきか**という点を中心にお届けします！

例えば、このような駐車場があったとします。



収容台数 18台
月極賃料 10,000円(税別)

満車稼働時の年間売上
2,160,000円(税別)

現状、この土地所有者は『**免税事業者**』です。

① 簡易課税事業者となった場合の納税額を考えてみましょう

今までは
免税(益税)
だった。

| 月間売上(税別) | 年間売上(税別) | 売上税額 (消費税10%) | 仕入税額 (みなし仕入税率40%) <small>※不動産業の場合</small> | 消費税納税額(目安) |
|----------|------------|------------------|---|------------|
| 180,000円 | 2,160,000円 | 216,000円 | 86,400円 | 129,600円 |

〇〇税務署

消費税簡易課税制度選択届出
手続きを行い、簡易課税事業者となる

INVOICE

適格請求書発行事業者となるため
登録申請書を税務署長に提出し、
登録番号をもらう

覚書

契約者へ登録番号の通知を行う
※覚書の締結で問題ない

② 免税事業者を継続する場合

課税事業者から賃料減額または、解約の申し出が発生する可能性がある為、
消費税納税額と賃料減額等に伴う売上減少額を比較して検討する必要があります。



ぜひ一度ご相談ください。